

消防用設備点検のお知らせ

さて、オーナー様所有の物件に設置されています消防用設備(消火器や火災報知器等)につきましては、消防法に基づき定期的に点検し、その結果を消防署へ報告する義務があります。

万が一物件に火事が発生した際、備え付けの消防用設備が正常に作動せず二次災害的なものに発展した場合はその責任はオーナー様が負うこととなります。もちろん火事自体があってはならないことですがいざ起きてしまったときにその被害を最小限にとどめなければなりません。人の命にも関わる可能性もありますので定期的に実施しておられないオーナー様に対しましてこれを機会に是非実施していただきますようお願い申し上げます。

尚、弊社では、消防用設備に携わる業者と提携を致しております。
新設置は勿論、点検業務、保守契約、消防手続一切の業務につきましては、こちらから手配をさせていただきますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

点検報告の義務のある防火対象物・報告期間

防火対象物	点検結果の報告の期間
寄宿舍、下宿、共同住宅	3年に1回
複合用途防火対象物のうち、その一部が料理店、飲食店、マーケットその他物品販売業を営む店舗等に掲げる防火対象物の用途に供されているもの	1年に1回

㈱学生ハウジング 松ヶ崎工織前店 担当:関
TEL075-712-0101 FAX075-723-1616